

長野県中山間地域農業直接支払事業検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 中山間地域農業直接支払事業の適正な実施に当たり、中山間地域における総合的な農業の振興に資するとともに、明確かつ客観的な基準の下に透明性の確保を図るため、特認基準、市町村の対象農用地の指定、実行状況の点検・評価等を行う長野県中山間地域農業直接支払事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について点検・評価する。

(1) 中山間地域農業直接支払事業に係る事項

- ア 県の特認基準
- イ 市町村の対象農用地の指定
- ウ 実行状況

(2) その他委員会の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、経済界、消費者代表等のうちから知事が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、主宰する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農政部農村振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。